

別表 審査料金表

<p>新規課題審査料 (法第5条第3項の規定により意見を求められた場合に徴収する。また、法第21条の規定により意見を求められた場合、当該計画について初めて意見を求められた場合に徴収する。)</p> <p><算定根拠> 委員会年12回開催および事務局体制維持にかかる費用を定常状態での年間審査件数で配分した。</p>	<p>800,000円(税抜)</p>
<p>継続課題審査料 (法第17条第1項の規定により報告を受けた場合に徴収する。また、規則第63条に基づき、臨床研究の実施状況について報告を受けた場合に徴収する。)</p> <p><算定根拠> 委員会年12回開催および事務局体制維持にかかる費用を定常状態での年間審査件数で配分した。</p>	<p>200,000円(税抜)</p>
<p>実施医療機関追加審査料 (法第6条第2項において準用する法第5条第3項の規定により意見を求められた場合であって、当該変更内容に実施医療機関の追加が含まれる場合に追加実施医療機関数に応じて徴収する。また、法第21条の規定により計画変更について意見を求められた場合であって、当該変更内容に実施医療機関の追加が含まれる場合に追加実施医療機関数に応じて徴収する。)</p> <p><算定根拠> 参加機関数の増加に係る負担等を勘案して設定した。</p>	<p>1機関あたり 50,000円(税抜)</p>